

上里町観光協会規約

(名称)

第1条 本協会は、上里町観光協会（以下「協会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協会は、上里町における優位性を生かした魅力創出及び情報発信の事業を通じて観光振興を推進し、もって上里町民の誇りを生み出し、地域の活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光及び物産の調査研究に関する事業
- (2) 地域資源の発掘及び磨き上げに関する事業
- (3) 観光及び物産に関する情報収集・発信に関する事業
- (4) 物産の開発及び販売促進に関する事業
- (5) 県内外観光客の誘致に関する事業
- (6) その他、前条の目的達成のために必要とされる事業

(会員)

第4条 会員は、協会の趣旨に賛同し、次の各号のいずれかに該当する者をもって組織する。

- (1) 町内に住所又は事業所を有する個人
- (2) 代表者が町内に住所を有し町内を中心に活動する営利を目的としない団体
- (3) 町内に本社、支社、営業所等の住所を置く法人
- (4) その他、会長が認める者

2 会員資格は、次の各号に掲げる区分とする。

- (1) 個人会員 協会の趣旨に賛同して入会した個人
- (2) 団体会員 協会の趣旨に賛同して入会した営利を目的としない団体等
- (3) 法人会員 協会の趣旨に賛同して入会した法人

(入会)

第5条 協会への入会を希望する者は、入会申込書（様式第1号）及び反社会的勢力排除に関する誓約書を会長に提出しなければならない。

2 協会への入会は、事務局長の専決とする。

3 事務局長は、入会を認めた者について、総会で報告するものとする。

(資格の変更)

第6条 前条の申込内容に変更があった場合は、速やかに変更届出書（様式第2号）を会長に提出しなければならない。

(資格の喪失)

第7条 会員は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その資格を喪失する。

- (1) 本人から退会の申し出があったとき
- (2) 死亡、解散又は廃業したとき
- (3) 除名されたとき

(退会)

第8条 協会を退会しようとする者は、退会届出書(様式第3号)を会長に提出しなければならない。なお、既納の会費については返還しない。

(除名)

第9条 会員が次の各号に掲げる行為をしたときは、幹事会の決議により除名することができる。

- (1) 協会の名誉を毀損したと認められるとき
- (2) 協会の目的に反する行為をしたと認められるとき
- (3) その他、除名すべき正当な理由があるとき

(役員)

第10条 協会の運営のため、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹 事 10名以内
- (4) 監 事 2名

2 役員は任期は3年とし、再任は妨げない。

3 補欠役員は、前任者の残任期間とする。

(役員を選任)

第11条 会長は、上里町長とする。

2 副会長は、上里町商工会長及び埼玉ひびきの農業協同組合常勤役員とする。

3 幹事は、会長が選定し、委嘱する。

4 監事は、上里町総務課長及び埼玉ひびきの農業協同組合上里支店長とする。

(役員職務)

第12条 会長は、協会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

3 幹事は、会長及び副会長と協力し、会務を分担執行する。

4 監事は、会計業務を監督し、監査する。

(事務局)

第13条 協会の事務を処理するため、上里町産業振興課内に事務局を置く。

2 事務局長は産業振興課長とし、会長の命を受け、事務を掌理する。

(オブザーバー)

第14条 協会は、埼玉県北部地域振興センター本庄事務所及び一般社団法人埼玉県物産観光協会をオブザーバーとする。

2 会長は、オブザーバーへ会議への出席など協会の事業への協力を求めることができる。

(有識者)

第15条 協会は、第3条に掲げる事業の実施に当たり、専門的知見を取り入れるため、有識者へ事業への協力を求めることができる。

(会議)

第16条 協会の会議は、総会及び幹事会とする。

(総会)

第17条 総会は、次に掲げる事項を協議し、決定する。

(1) 規約の制定及び改廃に関すること。

(2) 事業計画

(3) 予算及び収支決算の承認

(4) その他、協会の運営に関し、会長が必要と認める事項に関すること。

2 総会は、毎会計年度終了後に会長が招集する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に招集することができる。

3 総会の議長は、会長をもって充てる。

4 総会は、会員の過半数の出席をもって開催する。

5 総会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決すところによる。

6 総会に出席できない会員は、予め通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合においては、当該会員は出席したものとみなす。

(幹事会)

第18条 協会に幹事会を置く。

2 幹事会は、会長、副会長及び幹事をもって組織する。

3 幹事会の議長は、会長をもって充てる。

4 幹事会は、会長が招集し、次の事項について審議する。

(1) 総会に附すべき事項

(2) 会員の除名に関する事項

(3) その他、会長が必要と認める事項

(運営経費)

第19条 協会の運営経費は、会費及び寄附金並びに補助金その他収入をもって充てる。

(会費)

第20条 協会の会員が負担する会費の年額は、次のとおりとする。

(1) 個人会員 1口(2,000円)以上

(2) 団体会員 2口(4,000円)以上

(3) 法人会員 5口(10,000円)以上

2 会員は、毎年所定の納期に前項に定める会費を納付しなければならない。

3 オブザーバーは、第1項に定める支払義務を負わないこととする。

(会計年度)

第21条 協会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(細則)

第22条 この規約に定めるもののほか、協会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和6年3月25日から施行する。

(経過措置)

2 第20条の規定に関わらず、令和5年度及び令和6年度は会費を徴収しないものとする。